

大学入試の基本的な考え方

概要

- 大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、毎年度、**大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。**

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（入学者選抜）

第2条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の**規定により定める方針※に基づき、入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。**

※ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

令和9年度大学入学者選抜実施要項

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（略）が、それぞれの教育理念に基づき、**生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、**各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「**ディプロマ・ポリシー**」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「**カリキュラム・ポリシー**」という。）**を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。**

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

※昭和30年度大学入学者選抜実施要項から「公正かつ妥当な方法」により選抜することが明記された。

大学入学者選抜協議会

趣旨

- 高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため設置。

協議事項

- (1) 大学入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) その他、大学入学者選抜に関する事項

構成員

- 大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。

一般社団法人国立大学協会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
全国都道府県教育長協議会

一般社団法人公立大学協会
日本私立大学協会
全国高等学校長協会
公益財団法人産業教育振興中央会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会

大学入学者選抜実施要項の遵守についてのお願い（大学入学者選抜協議会）

- 令和8年度大学入学者選抜実施要項においては、入学者の選抜は志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることとした上で、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、**小論文・面接・実技検査等の活用や、志願者本人が記載する資料、高等学校に記載を求める資料等の活用と組み合わせて丁寧に評価を行うのであれば、2月1日より前に教科・科目に係る個別テストを実施することも可能とする変更が行われました。**
- しかしながら、各大学で実施された令和8年度選抜の状況を見ると、一部の大学において2月1日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、**実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられます。**このような選抜の実施は、**高等学校・大学関係者等が真摯に協議をして定めた大学入学者選抜実施要項の変更趣旨を踏まえないものであり、大変遺憾**です。
- 本来、入学者選抜は各大学のアドミッション・ポリシーに基づきつつ、高等学校における適切な教育の実施を阻害することのないように実施すべきものです。教科・科目に係る個別テストの実施期日は、この観点から原則として2月1日以降と定められているものであり、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、**多面的・総合的な評価を時間をかけて丁寧にを行うために例外的にその前に実施**することが認められております。
- この観点からすれば、**学力検査が評価・判定の大部分を占める選抜を2月1日より前に実施することは、実質的な「一般選抜の前倒し」であり、大学入学者選抜実施要項の趣旨からして許されるものではありません。**
- 今般合意された「令和9年度大学入学者選抜実施要項」においては、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧に時間をかけて評価するという**総合型選抜及び学校推薦型選抜の本来趣旨に改めて立ち返り、原則として面接を必ず組み合わせて行うこととする変更を行うこととなりました。**この場合であっても、教科・科目に係る個別テストの成績の取扱いに当たっては、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ、**他の評価方法との間でバランスの取れた配分で評価・判定に活用すべきものであり、その成績が実質的に評価・判定の大部分を占めるような選抜の実施は不適切**です。
- 各大学においては、**改めて一般選抜も含め試験期日等を確認していただくとともに、その設定趣旨を踏まえてアドミッション・ポリシーと各選抜区分における評価方法との関係を見直し、評価方法ごとの配点割合を公表することなどを通じて、大学入学者選抜実施要項の趣旨に則った選抜を実施していることを対外的に説明することが求められます。**高等学校や受験生、保護者をはじめ社会から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎み、学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜実施要項の趣旨を遵守して適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

令和9年度大学入学者選抜実施要項

入試方法

(1) 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、面接、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

(2) 総合型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

(3) 学校推薦型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

試験期日等

- 試験期日：2月1日～3月25日
- 入学願書受付期間：試験期日に応じて定める
 - ・総合型選抜：一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を9月1日以降とし、判定結果を11月1日以降発表
 - ・学校推薦型選抜：一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を11月1日以降とし、判定結果を12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前までに発表
 - ・総合型選抜及び学校推薦型選抜については、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第3の1に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを2月1日より前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

令和9年度大学入学者選抜実施要項

前年度からの主な変更点

- 総合型選抜及び学校推薦型選抜が早期に出願可能な趣旨を明記し、**総合型選抜では入学希望理由書等の志願者本人の記載する資料の活用を必須**とする。
- 総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、知識・技能のみならず多様な入学志願者一人一人の能力・意欲・適性等を時間をかけて見取り、丁寧なマッチングを図るため、**志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む）による評価を必須**とする。
※令和7年度大学入学者選抜実態調査によれば、各大学及び短大の選抜区分のうち、総合型の92.6%（大学）及び96.0%（短大）、学校推薦型の77.4%（大学）及び95.6%（短大）で面接を実施。
 - 高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる**非公募型かつ合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験する学校推薦型選抜**については、**大学の実情に応じて面接の要否を判断することができる**。（附属高等学校からのものを含む非公募型かつ専願の指定校推薦）
 - 大学・高等学校等が新たな措置に対応するためには準備期間が必要であることから、経過措置として**令和8年度選抜において既に実施されていた選抜区分**であって、令和9年度選抜から面接を導入することが難しいものについては、**令和11年度選抜までに面接を導入する**。
- 総合型選抜及び学校推薦型選抜における**教科・科目に係る個別テストに関しては**、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、**面接などの他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用**する。
- 文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、いずれの選抜方法においても**高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮**する。
- 「**私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）**」（令和7年6月26日付け7文科高第491号高等教育局私学部長通知）等を踏まえ、入学料を含む学生納付金について、その額の抑制及び負担軽減のための方策を講ずるよう努めるとともに、各大学が設定している額や納付時期等の趣旨や考え方について、社会の理解を得られるよう積極的に説明する。

「令和9年度大学入学者選抜実施要項」よくある質問①

- 公表後、特に多い質問をまとめました。
- 本内容を含め、Q&Aを随時更新してまいります。

Q) 総合型選抜や学校推薦型選抜において、教科・科目に係る個別テストを行う場合、テストの内容や配点の在り方など留意すべきことはあるか。

A) 教科・科目に係る個別テストを活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で評価・判定に活用し、その成績が実質的に評価・判定の大部分を占めることがないように留意してください。

「令和9年度大学入学者選抜実施要項」よくある質問②

Q) 「総合型選抜及び学校推薦型選抜において、面接(ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。)による評価を必ず行う。」が示されているが、2月1日以降に教科・科目に係る個別テストを実施する場合や、教科・科目に係る個別テストを実施しない場合においても対象となるか。

A) 教科・科目に係る個別テストの実施の有無及び時期に関わらず、総合型選抜・学校推薦型選抜に位置付けるものについては、面接による評価を行ってください。

「令和9年度大学入学者選抜実施要項」よくある質問③

Q) 総合型選抜や学校推薦型選抜において、面接による評価を必ず行うとされているが、どのような面接を行う必要があるのか。AI面接やペーパーインタビューでもよいのか。

A) 令和9年度実施要項においては、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧な時間をかけて評価するという総合型選抜及び学校推薦型選抜の本来趣旨に改めて立ち返り、面接(ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。)による評価を必ず行うこととなりました。具体的にどのような方法で行うかについては、各大学においてアドミッション・ポリシーに基づき、総合型選抜や学校推薦型選抜といった入試方法の設定趣旨も踏まえて検討していただく必要があります。その際、今回面接による評価が必須とされた趣旨やその適正な実施の観点からは、例えば以下の点に留意いただくことが必要です。

- 志望する学問分野に対する意欲や適性等を多面的・総合的に評価するために評価者が直接評価を行うものであること。
- 志望する学問分野に対する意欲や適性等を多面的・総合的に評価することに資する充実した内容の質問等に対して、個々の受験者が即時にインタラクティブに応答するものであること。
- 公平・公正な実施の観点から、適切な評価基準の設定、入学志願者の障害等の特性への配慮、複数名の評価者による評価等の体制を整備すること。

このため、AI面接やペーパーインタビューによって今回必ず行うこととされた面接を代替することはできません。

「令和9年度大学入学者選抜実施要項」よくある質問④

Q) 外国人留学生試験においても面接(ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試験等を含む。オンラインによる実施を含む。)による評価を必ず行う必要があるのか。

A) 【Q3-1】で回答しているとおり、帰国生徒、社会人、私費留学生、秋期入学志願者等を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の発表期日は、引き続き、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜という入試方法にかかわらず、各大学の判断により設定していただくことが可能です。

一方で、令和9年度実施要項では、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧に時間をかけて評価するという本来趣旨に立ち返り、面接による評価を必ず行うこととなりました。

このため、外国人留学生試験であっても総合型選抜又は学校推薦型選抜に位置付ける場合には、面接による評価を行ってください。

なお、外国人留学生試験の入試方法について検討する際にも、志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう留意するとともに、受験者による不正行為の防止のための本人確認等の措置を適切に講じることにご注意ください。

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ

経緯

- 大学入学共通テスト並びに各大学の学部及び大学院の個別選抜において、**通信機器の悪用や別人による受験者へのなりすまし等による不正行為**が発生したことを受け、試験を実施する各大学が実現可能な対応方法を検討するため、大学入学者選抜協議会の下に、試験運営に関する専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置。
- 同ワーキンググループでの審議の結果を令和9年度大学入学者選抜実施要項及び大学院入学者選抜実施要項に反映。

令和9年度大学入学者選抜実施要項変更のポイント

- 「**入学者選抜の実施に係る体制の整備**」を「入学者選抜の実施に係るミスの防止」から独立させるとともに、「**教員及び事務職員が一体**となり、**出願から試験実施、評価・判定、入学に至るまでの業務を一貫したプロセスとして管理**することにより、円滑かつ公正な入学者選抜に努める」こととする。
- 「**受験者による不正行為の防止**」を「入学者選抜の公平性・公正性の確保」から独立させるとともに、以下の点を追加。
 - ・ **必要な出願書類を設定、記入事項を含む出願書類の真正性を確保**、出願書類の適正性を確認
 - ・ **本人確認**を適正に実施
 - ・ 巡視時に注意を要する観点の例示として、手の位置、受験者の目線に加え**服装**を追加
 - ・ **オンラインによる試験**を実施する場合に、その特性に応じて本人確認・不正防止措置を講じる
 - ・ **入学時点においても**、選抜過程で不正が発生していないことが確認できるよう、**本人確認など必要な措置を実施**

大学院入学者選抜実施要項変更のポイント

- 「**受験者による不正行為の防止**」を追加して、以下の点を追加。
 - ・ **大学院入学者選抜業務全般に係る全学的な体制を構築し、各大学の実情等に応じ、必要な情報の共有や統一的な不正行為防止対策の検討、必要な体制の整備**等を行う。
 - ・ 不正行為に該当する行為や罰則等をあらかじめ募集要項等により周知の上、出願書類の真正性等の確認、試験実施時や入学時点での本人確認、適切な巡視など、十分な不正行為防止対策を行う。特に、オンラインによる試験を実施する場合には、その特性に対応した本人確認及び不正防止のための措置を講じる。

大学入学者選抜及び大学院入学者選抜における受験者による不正行為の防止について（令和8年6月3日大学振興課長通知）

最近明らかとなった不正行為事案

- 英語資格・検定試験における成りすまし、小型マイク・イヤホンを使ったカンニング
- 出願時の加工写真の提出、学力検査における成りすまし・小型カメラやスマートフォンによるカンニング
- 大学院入試における推薦書の偽造、オンライン面接における成りすまし

⇒ 入学者選抜において不正行為が発生した場合には、文部科学省まで迅速にご一報ください。

不正行為の防止のための留意事項

1. 体制の整備

- 学長のリーダーシップの下でガバナンス体制を構築。必要に応じて入学取消しに関する規程の整備等も検討。
- 各段階を通じて、情報の真正性確認や本人確認等を徹底し、情報を適切に共有。
- 大学院においても、対策を部局のみに委ねることなく、本部において情報共有や統一的な対策の検討、体制整備等を実施。

2. 募集要項による周知

- 必要な出願書類を設定。各大学の判断により、留学生選抜以外の選抜区分でも、日本の高校等を卒業していない受験者に対して、必要に応じて日本語能力試験や英語資格・検定試験の結果等の提出を求めることも考えられる。
- 外部試験団体の成績を求める場合には、デジタル方式により直送される証明書等、真正性の確認がより確実に行える手段の活用が望ましい。
- 募集要項に以下の点を明記
 - ① 出願書類や願書への記入事項は真正なものに限る、顔写真の加工は認められない等
 - ② 所持品として試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの等（小型イヤホン、スマートグラス等）
 - ③ 不正行為に該当する行為・罰則
 - ④ 必要に応じて追加的な書類の提出、別室での聴取、所持品検査、警察への被害届の提出等があり得ること

大学入学者選抜及び大学院入学者選抜における受験者による不正行為の防止について（令和8年6月3日大学振興課長通知）

不正行為の防止のための留意事項

3. 出願書類の審査

- 出願書類の審査体制の整備。疑義がある場合は、必要に応じて願書の修正や追加書類の提出を求める。
- 外部団体の発行した書類の審査に当たっては、デジタル方式やQRコードを活用、必要に応じて発行元への照会を行う。

4. 試験の実施

- 必要な体制を整えた上で、本人確認を徹底。受験票との照合だけで不十分な場合等に、より確実な本人確認ができるよう、身分証明書の持参を求めたり、追加的な質問を行ったりする。また、あらかじめ疑義が生じた場合の対応手順等を定める。
- 顔認証システムの活用等、教職員の負担を軽減するための工夫を講じることなども考えられる。
- 試験室においては、多様な受験者の特性を考慮するとともに全ての受験者が試験に集中できるよう十分配慮しつつ、不審な行為があった場合に試験本部に報告する判断基準や指示系統を整備。
- オンライン試験においても本人確認を徹底するとともに、試験の様子を録画してデータを保存。セカンドカメラの活用などカンニング対策も実施。

5. 入学時及び入学後の確認

- 学生証の手交など入学に際して対面での手続きの一環においても、入学者選抜と同等の本人確認を実施。疑義が生じた場合の対応方法等をあらかじめ定めるとともに、必要に応じて身分証明書や試験当日の受験者の記録とも照合。
- 特に、オンラインで試験を実施した受験者については、初めての対面での本人確認となる点に留意。
- 入学後の学生についても、新たな情報があつた場合や、成績の著しい不振など、必要に応じて選抜時の記録との照合を行うなど、適切な検証ができる体制の整備に努める。